宮津市プラスチック等資源循環促進条例(仮称)について「全員協議会資料」

1.国の動き

◎ 廃棄物の大量発生、最終処分場のひっ迫を背景

1997年 容器包装リサイクル法

家庭排出ごみの重量の2割、容積の6割を占める容器包装廃棄物のリサイクルを促進し、廃棄物の減量化 と資源の有効利用を図る

消費者による分別排出、市町村の分別収集、事業者によるリサイクルを基本

2000年 循環型社会形成推進基本法

- 物質の効率的な利用やリサイクルを進めることで、資源消費の抑制、環境負荷の少ない「循環型社会」を 形成
 - (1)廃棄物・リサイクル対策の総合的かつ計画的に推進する基盤整備
 - (2)個別の廃棄物・リサイクル関係法律の整備

リデュース(発生抑制) → リユース(再使用)→ リサイクル(再生利用)→ 熱回収 → 適正処分

2006年 改正容器包装リサイクル法制定

3Rの推進、社会的コストの効率化、関係者の連携を柱に改正

1.国の動き

- ◎ 海洋プラスチックごみ問題・気候変動問題などへの対応するため
- 2018年 第4次循環型社会形成推進基本計画(閣議決定)
 - 持続可能な社会づくりとの統合的取組(環境、経済、社会的側面を統合的に向上)
 - 多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化
 - ライフサイクル全体での徹底的な資源循環(プラスチック、バイオマス、金属、土石・建設材料、その他製品)

2019年5月 「プラスチック資源循環戦略」 策定

- 3 R + Renewable (再生可能資源への代替) を基本原則にプラスチックの資源循環を総合的に推進
 - ▶「2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制」「2035年までに使用済プラスチックを 100%リユース・リサイクル等により有効利用」の目標値を設定
 - ▶ 容器包装リサイクル法省令が改正され、2020年7月からレジ袋が有料化

2020年10月 「2050年CO2排出ゼロ」方針を表明

1.国の動き

2021年 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

プラ製品の設計から廃プラの処理までに関わるあらゆる主体がプラスチック使用循環等の取組(3R+ Renewable)を促進する措置を講じ、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与

- ① 設計・製造段階
 - 廃プラスチックの排出抑制、再資源化に資する環境配慮設計指針の策定
 - 指針に適合した製品の認定制度の創設。国はグリーン購入法上の配慮、リサイクル設備への支援

② 販売・提供段階

- ワンウェイプラの提供事業者(小売・サービス業等)に使用の合理化(例:有償化、使用の意思確認等)を求め、廃プラの排出抑制を目指す
- 提供事業者への指導、助言、多量提供事業者の取組みが著しく不十分な場合は勧告、公表、命令など

③ 排出・回収・再資源化等

- 排出事業者の排出抑制、再資源化の促進
- 製造・販売事業者等による自主回収の促進
- 市区町村によるプラスチック容器包装廃棄物以外のプラスチック資源の分別収集・再商品化の促進

1.国の動き

2021年 地球温暖化対策の推進に関する法律 一部改正

2050年カーボンニュートラルを基本理念として法に位置づけるとともに、その実現に向けた地域の再エネを活用した脱炭素化等の取組を推進

- ○地域の再エネを活用した脱炭素化促進事業を推進するための計画・認定制度の創設
- ① 市町村は、温暖化対策実行計画において、地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業 (地域脱炭素化促進事業)の地域方針(促進区域や環境配慮、地域貢献に関する方針等)を定 める
- ② 市町村から、実行計画に適合していることの認定を受けた地域脱炭素化促進事業については、 関係法令の手続のワンストップ化等の特例措置

2.京都府の動き

2020年12月 京都府地球温暖化対策条例改正 ・2050までに温室効果ガス排出量実質ゼロ 2021年1月 京都府プラスチックごみ削減実行計画策定

○使い捨てプラスチックの削減

全市町村で、容器包装のリデュースや効果的な回収に向けて、小売業者と連携した取組みの実施 (具体策:プラットフォームの設置、小売業者等向けに食品トレー等の効率的回収・リサイクルシステムの 普及、マイバックや風呂敷、マイボトルの利用拡大)

〇プラスチックごみの3Rの推進

プラスチック類を大量に排出する事業所において重点的な排出抑制の推進 マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクルの推進

(具体策:事業者によるプラスチックごみ削減計画の策定の推進、3Rに係る研究開発や施設整備への援充 実、先進的に取り組む事業者の公表)

〇海洋プラスチックごみ対策

全市町村で、企業等と連携し、内陸域と一体となった発生抑制対策の推進(具体策:関係市町、漁業者、企業と連携した海洋プラスチックごみの回収の促進、内陸域を含めた市町村、企業と連携した清掃活動の実施)

2.京都府の動き

2022年3月 京都府循環型社会推進計画策定

- 廃棄物が限りなく削減される循環型社会(ワンウェイプラスチックの削減、製品の長寿命化 等)
- 環境負荷の低減と経済の好循環が創出される脱炭素社会(廃棄物処理に伴う温室効果ガス40%削減等)
- 安心・安全な暮らしを支える社会(不法投棄撲滅、災害廃棄物処理体制の構築等)
- オール京都体制での循環型社会づくり

【ごみの排出】

市のごみ排出量は、ごみ処理の有料化や3Rの推進等により着実に減少し、今後も同様と想定。 一方、多くの観光客が来訪するため、一人当たりのごみ排出量は近隣市町より多い。 (R4年度、環境組合負担金が人口割からゴミ量割に変更。市の負担は約4千万円増額)

- 市民1人1日当たりのごみの排出量は1,030g。府800g, 全国930gと比較して多い。(2014年~2018年の平均)
- 一部の大口事業所を除き事業所から排出される廃棄物は、市が収集している。 (こうした取扱いは府内でも宮津与謝地区のみ)
- ・ 人口減少と高齢化の急速な進行により、今後、「農業の担い手不足による遊休農地へのゴミの不法投棄」「空き家の増加によるごみの増加」「ごみ出しが困難となる高齢者の増加」「ごみステーションの運営困難地域の発生」などが想定

【ごみ分別・資源化】

- ○市民のごみ分別意識・行動は府内でもトップクラスであるが、分別等のゴミの資源化の取組が不十分な地域がある。
 - 資源ごみ量については、H 2 6 ~概ね横ばいで推移。ごみの資源化率は府平均と比べ高い。プラスチックごみの資源化は府内で最も進んでいる。
 - 観光地で収集されるペットボトルは、洗浄が不十分で資源化に支障が生じている。
 - 市は、事業者等による資源循環の具体の取組を把握できていない。
 - 宮津与謝クリーンセンターは、「メタン化施設」など府内でも最先端のエネルギー回収型廃棄物処理施設である。
 - 市内でのフリーマーケット、リユースショップなど不用品のリユースの取組が未実施。
 - 生ごみ処理機の購入補助制度は、平成20年度で廃止。(府内26市町村中19市町村が補助)
 - 市独自で、廃食用油の拠点回収、自治会等による資源ごみ回収奨励金などを実施。

【環境施策】

- 地球温暖化防止、海洋プラスチックごみ問題など地球環境保全の取組が喫緊の課題となっており、 今後市民啓発などを含め市の環境問題への取組を充実強化していく必要がある。
 - R 2 ゼロカーボンシティ宣言
 - R 3 環境基本計画策定、気候非常事態宣言発出
 - R4 ペットボトル水平リサイクルの包括連携協定締結
 - 「災害ごみ処理計画」「グリーン購入の調達方針」「地球温暖化防止計画(事務事業編)」など の計画が未策定。
 - 市民等に環境への配慮を求める上で、市役所自ら率先した環境への配慮行動が求められる
 - R3から、宮津市では世界から選ばれる観光地に向け、観光SDGsの取組を推進中。
 - ※「サスティナブル・トラベルに関する調査」(ブッキングドットコム)

「滞在先にゴミをリサイクルする仕組みがないと不満に思う」 という旅行者が過半数 「今年はサスティナブルな宿泊施設に滞在したい」 と考える人が8割以上。

【総 括】

宮津市では、これまでゴミの分別収集や処理などの問題に力を注いできたが、地球温暖化や循環型社会の形成などグローバルな課題との連携が不十分で、市民等への情報発信や啓発などの取組が十分できていなかった。

こうしたことから、計画の策定ではなく、最も市民に訴求力のある条例の制定という 形で、資源循環型社会の形成による持続的な脱炭素社会の構築と海洋プラスチックごみ 問題の解決をはじめ自然との共生という目的を達成することが必要と考える。

脱炭素社会・循環型社会・自然共生社会の実現

4.新条例の名称・考え方

【新条例の名称】

宮津市プラスチック等資源循環促進条例(仮称)

条例の名称理由:

「プラスチック製品が二酸化炭素の排出、海洋プラごみ問題など環境負荷の大きな原因となっていること」「2021年にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が制定されたこと」等

愛称例:『資源をつなぐ「環」の条例』

『美しい海を未来に残す条例』

『プラゴミゼロのまち条例』

『資源循環による持続可能なまちづくり条例』

参考(既存条例)

『美しく豊かな阿蘇海をつくり未来につなぐ条例』

『宮津市安全で美しいまちづくり条例』

『ふるさと宮津を守り育てる条例』

4.新条例の名称・考え方

【条例全般の論点】

- ○条例は府内初の条例であり、制定にあたり京都府及び市民・事業者、関係団体等との丁寧な意見交換などが 必要
- ○環境先進都市を目指し、市民や事業者等に環境に配慮した行動を求め、市民・事業者・行政等の関係者が一体となって、プラスチック等の資源循環を促進し資源循環型社会を形成していく理念条例とし、努力義務は 課すが規制や罰則などの規定は設けない。
- ○宮津市のプラスチック等の資源循環や環境等の現状・課題を踏まえた課題解決型の条例とする。
- ○事業者や市民に対し協力を求める条例であり、できるだけ平易な表現を心掛ける。
- ○「プラスチック資源循環法」において、市町村は容器包装廃棄物以外のプラ使用製品廃棄物の分別基準の策定・周知とプラ使用製品の一括収集を求めているが、現行のプラスチックの資源化の技術や仕組みでは対応は困難なため、今後の検討事項とする
- ○府循環型社会推進計画、府プラごみ削減計画の内容を踏まえた条例とする。
- ○新条例は「宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例」 (以下「廃棄物条例」)と内容が一部重複するが、「根拠法や目的・趣旨が異なること」「両条例が相互補充関係にあること」から、両条例の併存は可能。なお、廃棄物の減量化対策は「廃棄物条例」改正により対応する。
- 〇条例で、市は、資源循環の基本指針を定めることとし、市、市民、事業者等の具体の資源循環の取組を展開する。 12

5.新条例制定のスケジュール(予定)

【令和4年】

9月

- 廃棄物減量等推進審議会資源循環検討部会(2日)
- 事業者聞き取り、ごみ減量化及び資源化調査
- 廃棄物減量等推進審議会(30日)

10月

- 市議会議員全員協議会(6日)
- 新条例パブリックコメント

11月

- 廃棄物減量等推進審議会資源循環検討部会
- 廃棄物減量等推進審議会

12月

• 市議会に議案(条例案)を提出

【令和5年】

- 1月 新条例の施行
- 9月 基本指針策定、公表

【前文】

宮津市のプラスチック等の資源の循環に係る現状・課題、市の環境保全への決意や取組、目指すべき 将来像などメッセージ性のあるものとする。

- プラスチック製品等の排出抑制、分別収集や海洋プラスチック問題への対応など循環型社会の形成に向かって、市民、事業者、行政、そして観光客のみなが連携し、取組を進めることによって、脱炭素社会の構築と自然との共生を目指し、持続可能なまちづくりを実現していく。
- ① 「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言」と「気候非常事態宣言」を踏まえた3R+ Renewableの推進
- ② 観光SDGsによる世界から選ばれる観光地づくり、観光客や観光事業者を巻き込んだ取組の推進、農林水産業などの産業、あらゆる社会経済活動への波及
- ③ 天橋立世界遺産登録推進活動と連動した、自然保護、海洋プラスチック問題への対応など自然 共生社会の構築

【総 則】

〇目的

- ・プラスチック等の資源循環の促進に係る基本的事項を定め、市民、事業者、行政、そして観光客の連携のもと、資源循環の促進に関する施策を総合的、計画的に推進する。
- ・もって、脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会を構築し、持続可能なまちづくりを実現する。

○宮津市の責務

・持続可能な脱炭素社会の構築と自然との共生を目指し、プラスチック等の資源循環の促進に関する施 策を総合的かつ計画的に実施する。

○事業者の責務

・事業活動において、持続可能な脱炭素社会の構築と自然との共生を目指し、積極的にプラスチック等の資源循環の促進に関する取組を行う。

【総 則】

〇市民+観光客の責務

・市民及び観光客は、持続可能な脱炭素社会の構築と自然との共生を目指し、プラスチック等の資源循環の促進に関する取組を行う。

○京都府・他市町等との連携

・市は、持続可能な脱炭素社会の構築と自然との共生を目指し、プラスチック等の資源循環の促進に関する施策の実施に当たり京都府や他市町等と連携する。

〇基本指針

・市長は、目的の達成に向けて、プラスチック等の資源循環の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本指針を策定し、同指針に基づき施策を展開する。

【具体の対策】

〇プラスチック等の資源循環の推進

- 市は、プラスチックの資源循環を推進するため、3R+Renewable (使い捨てプラスチック製品・容器包装等の使用抑制、紙など植物等から生産される再生可能な素材への転換、プラスチック製品や代替製品の長期使用・再使用、使用後のプラスチックの循環利用)の推進に努める。
- 市は、循環型社会の形成を推進するため、プラスチック以外の資源についても分別収集等による効果的な資源循環の取組に努める。
- 市は、市民、事業者及び観光客等が行う自主的な資源循環の取組を促進するため、「資源循環に取組む持続可能なまち・宮津」の情報・イメージを市内外に発信するなど、必要な取組を行う。
- 事業者は、プラスチックの使用削減、代替素材の活用に努める。 小売事業者は自ら販売した製品等の資源循環に努める。 観光事業者は、観光客等に廃棄物の分別を働きかけるなど資源循環の推進に資する環境を整備する。
- 市民及び観光客は、プラスチック廃棄物の削減につながる製品の選択、プラスチック廃棄物の分別 排出に努める。

【具体の対策】

〇海洋プラスチックごみ対策の推進

- 市は、海洋プラスチックごみ対策を推進するため、海岸清掃等を市民や事業者の協力を得て実施する。
- 市は、市民、事業者、水産事業者、農林事業者及び観光客等と連携し、海洋プラスチックごみの発生 抑制に努める。

○環境教育・学習の推進

 市は、循環型社会形成による持続可能な脱炭素社会づくりと自然との共生に関する市民の意識を高め、 主体的かつ楽しみながら積極的に行動する人材を育成するため、先進企業など市内外の事業者との連携のもと、学校、企業、福祉施設、地域社会その他様々な場を通じて、全世代に向けた実践的な環境教育・学習を推進する。

○資源循環型企業との連携強化

• 効果的に資源を循環するため、民間のリサイクル事業者等との連携を強化する。

〇体制の整備

• 市民・事業者・関係団体等によるプラットフォームの設置、市役所の対策本部設置

〇財政上の措置

• 市は、資源循環の促進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置を講じるよう努める。

7.ごみの資源化、減量化に資する事業(新条例に基づき策定する基本指針に掲げる具体の事業の例示)

○市民・事業者・行政(市)の行動指針(市民環境、産業経済、健康福祉)

市民:啓発等取組、市民の主体的行動に対する支援制度創設

事業者:製造、小売業、観光、農業、林業、漁業等への働きかけ

行政(市):環境先進都市、SDGs未来都市の認定を含めたプロジェクト化、市役所の温暖化防止

計画策定

○環境教育・学習(健康福祉、教育)

- 学校・保育施設等における清掃活動やゲーム、食育を通じた環境学習、分別意識の学び
- 公民館等を中心とした、地域住民の環境学習
- 事業者向けの環境講習会等の実施
- 諸団体や福祉施策と連携した高齢者の環境学習の場の創出、分別意識の醸成など

○情報発信

- 観光SDGsの取組の情報発信(世界から選ばれる観光都市として情報発信、観光客等への協力要請)
- 資源循環やごみ減量化の取組の意義や成果に関する市民への積極的な情報発信(環境行動への動機付け)
- 住民や観光客、移住者等にもわかり易い分別方法の情報発信

7.ごみの資源化、減量化に資する事業(新条例に基づき策定する基本指針に掲げる具体の事業の例示)

- ○資源ごみの直接資源化・集団回収の促進(市民環境、健康福祉)
 - ゴミ袋のあり方について検討
 - 通常のごみ収集とは別の収集体制の検討(自治会、障害者福祉事業所)
 - 民間のリサイクル事業者等との連携による紙ごみ(古紙、雑誌、雑紙等)の収集
- 食品ロス問題への対応(市民環境)
 - 市民向けの食品ロス削減の啓発(買い物や外食の場面での食品ロスの削減)
 - 観光事業者等向けの食品ロス削減の啓発(提供量や提供方法の工夫)
- 食品類のごみ減量化(市民環境)
 - 生ごみの堆肥化の推進
 - カニ殻、カキ殻等の有効利用
- ○リユース事業の推進(市民環境)
 - フリーマーケット、リユースショップ等の推進

7.ごみの資源化、減量化に資する事業(新条例に基づき策定する基本指針に掲げる具体の事業の例示)

○SDG s 観光関連(産業経済)

- 宮津地域のSDG s 認証
- 観光事業者への機運醸成
- 宿泊施設認証制度
- ゴミの分別促進環境整備支援(ペットボトル用のごみ箱設置、部屋ごとの分別用ゴミ箱の設置)
- 観光客等にも取り組みがわかり易いようなロゴステッカーの作成など

○企業との連携(市民環境、健康福祉、企画)

- ペットボトルの水平リサイクル
- 使い捨ておむつの再資源化の研究
- その他連携協定企業

○海洋プラスチックごみ対策(市民環境・産業経済)

・農業者や漁業者への資源化、減量化の働きかけ